

第60期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年12月16日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム
（大阪証券取引所ビル3階）B・C室

議決権行使期限

2021年12月15日（水曜日）午後5時

新型コロナウイルス感染症防止に向けた対応について

- ・株主の皆様におかれましては、書面により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場につきましてはご無理のないように、よろしくお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、マスクの着用や消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ・本総会の議事は簡略化し、時間を短縮して行う予定です。

目次

第60期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役5名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	29
計算書類	38
監査報告書	46

YUKA 大阪油化工業株式会社

証券コード：4124

証券コード 4124
2021年11月30日

株 主 各 位

(本店) 大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
(本社) 大阪府枚方市新町一丁目12番1号
太陽生命枚方ビル7階
大阪油化工業株式会社
代表取締役 堀田 哲平
社 長

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2021年12月15日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送頂きたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月16日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
 2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム（大阪証券取引所ビル3階）B・C室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前（2021年12月13日）までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.osaka-yuka.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使を頂き、ご出席に際しては、ご自身の体調や開催日時点の状況等をご確認のうえ、慎重にご判断頂きますよう強くお願い申し上げます。**
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円00銭 総額26,409,850円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年12月17日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、退任する1名を除く取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ほった てっぺい 堀田 哲平 (1979年8月11日生)	2003年10月 マスミューチュアル生命保険株式会社 (現ニッセイ・ウェルス生命保険株式会 社) 入社 2006年1月 当社専務取締役就任 (2012年9月退任) 2013年4月 当社専務取締役就任 2014年10月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2019年10月 ユカエンジニアリング株式会社代表取締 役社長就任 (現任) 2021年1月 株式会社カイコー代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) ユカエンジニアリング株式会社代表取締役社長 株式会社カイコー代表取締役社長	287,000株
【取締役候補者とした理由】 堀田哲平氏は、専務取締役等を歴任し、2014年からは代表取締役社長として当社の経営を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	のむら なおき 野村 直樹 (1975年7月5日生)	2001年3月 当社入社 2004年4月 当社製造課課長 2014年10月 当社副工場長 2015年10月 当社取締役製造部長兼工場長就任 (現任) 2019年10月 ユカエンジニアリング株式会社取締役就任 (現任) 2021年1月 株式会社カイコー取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) ユカエンジニアリング株式会社取締役 株式会社カイコー取締役	18,000株
【取締役候補者とした理由】 野村直樹氏は、製造部門の責任者等を歴任し、2015年からは取締役製造部長として当社の経営を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者いたしました。			
3	しまだ よしひと 島田 嘉人 (1982年5月28日生)	2005年12月 あずさ監査法人 (現有限責任 あずさ監査法人) 入所 2014年2月 当社入社 2014年10月 当社取締役業務部長就任 (現任) 2019年10月 ユカエンジニアリング株式会社取締役就任 (現任) 2021年1月 株式会社カイコー取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) ユカエンジニアリング株式会社取締役 株式会社カイコー取締役	17,500株
【取締役候補者とした理由】 島田嘉人氏は、管理部門の責任者に就任し、2014年からは取締役業務部長として当社の経営を担い、当社の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<p>はしもり まさき 橋森 正樹 (1976年7月23日生)</p>	<p>2002年10月 弁護士登録（大阪弁護士会） 2002年10月 北浜法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）入所 2008年12月 税理士登録（近畿税理士会東支部） 2009年1月 橋森・幡野法律会計事務所開設（現任） 2016年6月 株式会社大宣システムサービス社外取締役 2016年12月 当社取締役就任（現任） 2021年9月 税理士法人橋森パートナーズ社員（現任） (重要な兼職の状況) 橋森・幡野法律会計事務所代表 税理士法人橋森パートナーズ社員</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 橋森正樹氏は、弁護士として幅広い知識・経験を有していることから、当社の経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすと考え、社外取締役候補者としたしました。</p>			
5	<p>いまじょう けいじ 今庄 啓二 (1961年8月5日生)</p>	<p>1985年4月 鐘淵化学工業株式会社（現株式会社カネカ）入社 2001年1月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社入社 2011年6月 同社代表取締役社長 2016年1月 同社代表取締役会長 2016年6月 同社取締役会長 2017年7月 J O H N A N株式会社社外取締役（現任） 2018年12月 当社取締役就任（現任） 2019年10月 株式会社内田洋行社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) J O H N A N株式会社社外取締役 株式会社内田洋行社外取締役</p>	<p>一株</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 今庄啓二氏は、経営者として豊富な知識・経験を有していることから、当社の経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たすと考え、社外取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 橋森正樹氏及び今庄啓二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 橋森正樹氏は、現在当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって5年であります。
4. 今庄啓二氏は、現在当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は橋森正樹氏及び今庄啓二氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。両氏が再任された場合、当社は両氏との上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は橋森正樹氏及び今庄啓二氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引続き独立役員となる予定であります。
7. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して補償するものであります。当該契約の保険料は、全ての被保険者について、全額当社が負担しております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 西尾 裕次郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
しおたに ひろし 塩谷 広志 (1956年11月4日生)	1980年4月 松下電器貿易株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2009年1月 パナソニックヨーロッパ株式会社財務担当取締役 2012年1月 パナソニック株式会社グローバルコンシューママーケティング部門経理部長 (重要な兼職の状況) なし	一株
【社外監査役候補者とした理由】 塩谷広志氏は、25年に渡り経理部門の責任者として欧州にて勤務し、豊富な経験及び幅広い見識を有しており、特に経理財務に関する高度な専門知識を当社の経営に活かして頂きたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 塩谷広志氏は、新任の監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 塩谷広志氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 塩谷広志氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
 5. 塩谷広志氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
 6. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して補償するものであります。当該契約の保険料は、全ての被保険者について、全額当社が負担しております。候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、取締役及び監査役の構成、並びに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	専門性・経験				
	経営	営業・ マーケティング	製造・技術	財務・会計	法務・ リスクマネジメント
堀田 哲平	●	●			
野村 直樹	●		●		
島田 嘉人	●			●	●
橋森 正樹	●				●
今庄 啓二	●	●			
塩谷 広志	●			●	
田積 彰男			●		
中辻 洋司			●		

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、断続的に緊急事態宣言が一部都道府県で発出される等、依然として厳しい状況にあったものの、ワクチン接種の進展及び緊急事態宣言の解除による需要の回復期待を受け、個人消費の改善が見込まれております。

世界経済におきましても、米国等の一部の国では経済対策及びワクチン接種の普及等が奏功し、景気回復基調にあるものの、感染力の強い変異種ウイルスの流行等、先行きは依然不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社は2020年11月12日に公表しました3か年中期経営計画(2021年9月期～2023年9月期)に基づき、

- ①受託蒸留事業の堅実な成長
- ②プラント事業の実績積上げ
- ③海外展開に向けた体制構築

等の企業活動に取り組み、長期的な企業価値向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、電子材料関連及び工業材料関連の案件の増加により1,216,131千円(前連結会計年度比15.7%増)となりました。利益面におきましては、M&Aによる株式取得関連費用及び将来を見据えた人材投資による人件費の増加があったものの、費用対効果を重視し経費の抑制に努めたことにより、営業利益は117,851千円(前連結会計年度比5.4%増)、経常利益は126,464千円(前連結会計年度比14.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は80,409千円(前連結会計年度比6.8%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(受託蒸留事業)

受託蒸留事業におきましては、電子材料関連及び工業材料関連の案件の増加により、受託蒸留事業の売上高は1,067,732千円（前連結会計年度比16.7%増）、セグメント利益は391,574千円（前連結会計年度比22.0%増）となりました。

(プラント事業)

プラント事業におきましては、株式会社カイコーの連結子会社化及びメンテナンスサービスの売上計上により、プラント事業の売上高は148,398千円（前連結会計年度比9.2%増）、セグメント損失は46,644千円（前連結会計年度はセグメント損失8,202千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の増強、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度は、受託蒸留事業に係る設備を中心に総額258,980千円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、更なる持続的な成長を目指して、2022年9月期以降、以下を重要な課題と認識し、取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループは、実績に裏付けられた高度な技術力及び研究開発力により、蒸留サービスを提供しております。他社で対応不可能な案件を請け負う等、品質の高いサービスを提供し続け、顧客から安定した信頼を獲得していると自負しております。

このような競争力の源泉となっているのは、ひとえに人材であります。そして、顧客ニーズが多様化あるいは高度化していく中において、人材の重要性はますます高まるばかりであります。そのため、当社では、人材の採用及び育成を重要な経営課題と捉えており、専門性を高める技術研修や安全指導、勤務環境の整備等、積極的な投資を行っております。将来の海外展開を見据えたグローバル人材の育成にも取り組んでおります。

② 受託蒸留事業の堅実な成長

当社グループは、創業から70年以上の歴史を有しており、「研究開発支援」、「受託加工」といった既存サービスについては一定の収益基盤を確立しておりますが、持続的な成長を見据えて収益基盤の更なる強化を目指しております。

そのため、設備新設による生産能力増強及び他の精製技術の周辺サービスへの展開により、幅広い顧客ニーズへの対応を強化するとともに、顧客との積極的なコミュニケーションを図る等のきめ細やかで柔軟な顧客対応により、顧客満足度を向上させることで取引先数及び受託件数の拡大に取り組んでまいります。

③ プラント事業の実績積上げ

当社グループは、持続的な成長を図るためには、収益源を多様化する必要があると考えており、既存サービスに続く新たな事業の開拓に積極的に取り組んでおり、「プラント事業」を更に成長させてまいります。

受託蒸留事業での豊富な実績や知見等を活かし、顧客に提供するプラントの最適な条件設定等の技術支援や生産体制の構築支援を行ってまいります。一社完結によるサービスの提供が可能であるため、受託蒸留事業で培った技術やノウハウの相互活用をスムーズに行うことができ、柔軟な対応が可能であります。専門紙への広告掲載や展示会等への積極的な出展、会社ホームページの充実等により「プラント事業」の認知度向上に努め、取引の拡大に注力してまいります。

また、納入後のメンテナンス体制も充実させてまいります。「プラント事業」にて設計・販売する蒸留装置は納入後においても、カスタマイズが可能な設計としているため、顧客ニーズの変化に素早く対応することが可能となっております。また、あわせてメンテナンスサービスも提供することで、継続的な収益基盤の構築につなげてまいります。

「プラント事業」を強化することにより、「受託蒸留事業」から「プラント事業」まで包括的にソリューションの提案を行うことができ、より一層の顧客満足度の向上につながるものと考えております。

④ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業価値の継続的な向上のため、事業の成長や業容の拡大に合わせた経営管理体制の強化が重要であると認識しております。

これまでと同様に、専門性の高い優秀な人材の確保及び在籍する人員の育成に注力するとともに、権限委譲を進めることで意思決定の迅速化及び経営の監督機能強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第57期 2018年9月期	第58期 2019年9月期	第59期 2020年9月期	第60期 (当連結会計年度) 2021年9月期
売上高 (千円)	1,214,679	1,088,259	1,050,767	1,216,131
経常利益 (千円)	190,434	104,277	110,510	126,464
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	115,617	72,901	75,295	80,409
1株当たり当期純利益 (円)	111.49	68.37	71.55	76.25
総資産 (千円)	1,795,881	1,801,214	1,937,029	2,024,990
純資産 (千円)	1,638,233	1,657,510	1,683,880	1,743,807
1株当たり純資産額 (円)	1,526.85	1,553.73	1,601.87	1,650.72

(注) 当社では、第59期より連結計算書類を作成しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ユカエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	プラント事業
株式会社カイコー	5,000千円	100%	プラント事業

- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

- ④ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、化学物質のわずかな沸点の差を利用して混合物から目的とする物質を分離・精製する精密蒸留を主な事業として行っております。

精密蒸留の技術は、古くは石油からガソリンを精製すること等から発達したもので、現在では医薬・農薬・電子材料等の分野や航空・宇宙産業における材料の精製にも活用されており、当社の加工技術も電子材料、医薬品、化粧品、自動車等の顧客の最終製品の一部や顧客の研究開発分野において、使用されております。

当社は過去から素材加工の一環として行われていた「蒸留」を専業で請け負っており、機能性化学品（注）等の製造過程で材料の化学物質から不純物を取り除き純度を高める精密蒸留精製において、顧客の最終製品の価値向上に貢献しております。

当社グループにおけるセグメントの内容は以下のとおりであります。

受託蒸留事業：創業以来培ってきた技術と経験を基に、対象となる原料を当社の蒸留装置にて精製し、安定した製品を提供するとともに、原料の選定、最適な蒸留方法、収集したデータの活用方法等、総合的な提案を行っております。

プラント事業：蒸留装置とろ過装置を取り扱っており、蒸留装置に関しては、当社独自の技術と経験を活かし、当社設備での試験データに基づき、様々な形で設計・販売し、実際の運転を行う際の技術支援、生産体制を確立するための最適条件についての総合的な提案を行っております。ろ過装置に関しては、様々な工場排水の処理及び造水設備の設計、製造、建設の後の保守まで一貫して行っております。

(注) 機能性化学品とは、化学メーカー等が研究開発により培った技術力を基に、顧客の最終製品の用途や機能性等に応じて生み出された新たな化学品を総称しております。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社	大阪府枚方市新町一丁目12番1号 太陽生命枚方ビル7階
枚方工場	大阪府枚方市春日西町二丁目27番33号
東京営業所	東京都中央区新川一丁目3番21号 B I Z S M A R T 茅場町306号室

② 子会社

名称	所在地
ユカエンジニアリング株式会社	大阪府枚方市新町一丁目12番1号 太陽生命枚方ビル7階
株式会社カイコー	埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目8番8号

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
受託蒸留事業	41名	1名増
プラットフォーム事業	6名	3名増
全社(共通)	10名	2名増
合計	57名	6名増

(注) 従業員には臨時雇用は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	3名増	38.1歳	8.3年

(注) 1. 従業員には臨時雇用は含まれておりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,856,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,073,500株
- (3) 株主数 1,342名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
堀 田 哲 平	287,000 株	27.17 %
堀 田 修 平	40,000 株	3.79 %
小 川 大 輔	37,600 株	3.56 %
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	22,900 株	2.17 %
か ね ま た 運 輸 倉 庫 株 式 会 社	20,000 株	1.89 %
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	19,100 株	1.81 %
白 水 秀 樹	19,000 株	1.80 %
野 村 直 樹	18,000 株	1.70 %
楽 天 証 券 株 式 会 社	17,500 株	1.66 %
島 田 嘉 人	17,500 株	1.66 %

(注) 持株比率は自己株式（17,106株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,200 株	2 名
社外取締役	－ 株	－ 名
監査役	－ 株	－ 名

(注) なお、当社の株式報酬の内容につきましては事業報告（23ページ）の記載をご参照ください。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀田修平	—
代表取締役社長	堀田哲平	ユカエンジニアリング株式会社代表取締役社長 株式会社カイコー代表取締役社長
取締役	野村直樹	製造部長兼工場長 ユカエンジニアリング株式会社取締役 株式会社カイコー取締役
取締役	島田嘉人	業務部長 ユカエンジニアリング株式会社取締役 株式会社カイコー取締役
取締役	橋森正樹	橋森・幡野法律会計事務所代表 税理士法人橋森パートナーズ社員
取締役	今庄啓二	JOHNAN株式会社社外取締役 株式会社内田洋行社外取締役
常勤監査役	西尾裕次郎	ユカエンジニアリング株式会社監査役 株式会社カイコー監査役
監査役	田積彰男	—
監査役	中辻洋司	—

- (注) 1. 取締役 橋森正樹氏及び取締役 今庄啓二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西尾裕次郎氏及び監査役 田積彰男氏並びに監査役 中辻洋司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 橋森正樹氏、取締役 今庄啓二氏、監査役 西尾裕次郎氏、監査役 田積彰男氏、監査役 中辻洋司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 西尾裕次郎氏は、長年にわたり経理業務に携っており、財務及び経理に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 野村正勝氏は、2020年12月17日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）、監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定めに基づき、取締役 橋森正樹氏、取締役 今庄啓二氏、監査役 西尾裕次郎氏、監査役 田積彰男氏、監査役 中辻洋司氏と責任限定契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して補償するものであります。当該契約の保険料は、全ての被保険者について、全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由を設定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬を含む体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う取締役会長及び社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額30百万円を上限に割り当てる。

具体的な割当株式数の算定及び支給時期については、取締役会で決定するものとする。

二. 金銭報酬の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数等を考慮して決定するものとする。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長堀田哲平がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の評価配分とし、この権限を委任した理由は、当社の業績を勘案しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためである。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は、社外取締役の意見を考慮して決定しなければならないことと定める。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	60,988 (7,200)	55,200 (7,200)	— (—)	5,788 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	72,988 (19,200)	67,200 (19,200)	— (—)	5,788 (—)	10 (6)

- (注) 1. 2017年12月21日開催の第56期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内。ただし、使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2018年12月20日開催の第57期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬の額として、年額30,000千円以内（社外取締役は支給対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）であります。
2. 2017年12月21日開催の第56期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）であります。
3. 上記の非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役は付与対象外）2名に対する当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額です。
4. 上記の支給人員には、2020年12月17日開催の第59期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）が含まれております。
5. 当事業年度の取締役個人別の報酬額について、基本報酬の額の評価配分は、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長堀田哲平が、社外取締役の意見を考慮して決定しており、株式報酬については、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議しており、「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に沿ったものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役 橋森正樹氏は、橋森・幡野法律会計事務所の代表及び税理士法人橋森パートナーズの社員を兼職しております。当社と橋森・幡野法律会計事務所及び税理士法人橋森パートナーズとの間には重要な取引及び特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役 今庄啓二氏は、JOHNAN株式会社及び株式会社内田洋行の社外取締役を兼任しております。当社とJOHNAN株式会社及び株式会社内田洋行との間には重要な取引及び特別な関係はありません。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係について該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
橋森 正樹	取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、16回中16回出席いたしました。弁護士としての専門的知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。併せて業務執行に関する監督を行っております。
今庄 啓二	取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、16回中16回出席いたしました。経営者としての豊富な知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。併せて業務執行に関する監督を行っております。
西尾 裕次郎	常勤監査役	当事業年度中に開催された取締役会には、16回中16回、また、監査役会には、15回中15回出席いたしました。経理業務関連の知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。
田積 彰男	監査役	当事業年度中に開催された取締役会には、16回中16回、また、監査役会には、15回中15回出席いたしました。化学プラントに関する知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。
中辻 洋司	監査役	就任後、当事業年度中に開催された取締役会には、13回中13回、また、監査役会には、12回中12回出席いたしました。大学教授としての知識・経験に基づき、取締役会における議案の審議等に際し必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 14,550千円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,050千円

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるM&Aに係る財務調査を委託しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - ロ. 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - ハ. コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び使用人が遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに対する意識の向上に努める。
 - ニ. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、取締役会その他重要な会議に関する議事録及び稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づき、それぞれ適切な年限を定めて保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」を定め、必要に応じてリスク管理委員会を設置し、事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを未然に防止するように努めるとともに、事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
原則として毎月1回開催の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を行い、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
また、取締役会の意思決定に基づく業務執行については、社内規程において職務分掌及び責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置く。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 「グループ管理規程」を定め、子会社が業務執行の状況を当社に報告することとしております。
ロ. 子会社における経営上の重要事項については、「グループ管理規程」に基づき、当社の事前承認を要することとしております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会又は監査役に報告しなければならない。また、監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。
ロ. 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会の他、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制
当社の財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制を整備する。

- ⑩ 反社会的勢力との関係を遮断するための体制
- イ. 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
 - ロ. 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 - a. 反社会的勢力対応部署の設置
 - b. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
 - c. 外部専門機関との連携体制の確立
 - d. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
 - e. 暴力団排除条項の導入
 - f. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 主要な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が出席しております。また、取締役会の他、監査役会を15回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当者並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、各部門の業務執行の監査を実施いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	974,445	流動負債	265,529
現金及び預金	715,460	買掛金	43,860
受取手形	12,562	未払金	59,423
売掛金	103,650	未払費用	57,303
商品及び製品	43,021	未払法人税等	43,116
仕掛品	31,127	未払消費税等	16,735
原材料及び貯蔵品	45,776	預り金	17,747
前払費用	17,122	前受金	3,630
その他	5,724	賞与引当金	23,408
固定資産	1,050,545	その他	304
有形固定資産	913,566	固定負債	15,653
建物及び構築物	483,801	繰延税金負債	15,653
機械装置及び運搬具	2,358,603		
土地	137,701		
建設仮勘定	117,736		
その他	151,050	負債合計	281,183
減価償却累計額	△2,335,327	(純資産の部)	
無形固定資産	91,053	株主資本	1,743,807
のれん	33,506	資本剰余金	346,497
顧客関連資産	51,571	資本剰余金	313,039
ソフトウェア	5,546	利益剰余金	1,111,199
その他	429	自己株式	△26,929
投資その他の資産	45,925		
長期前払費用	28		
繰延税金資産	35,391	純資産合計	1,743,807
その他	10,505	負債純資産合計	2,024,990
資産合計	2,024,990		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,216,131
売上原価	696,683
売上総利益	519,447
販売費及び一般管理費	401,596
営業利益	117,851
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	567
受取手数料	34
確定拠出年金返還金	440
受取保険金	5,705
貸倒引当金戻入額	5,620
その他	904
営業外費用	
固定資産除却損	4,481
その他	178
経常利益	126,464
税金等調整前当期純利益	126,464
法人税、住民税及び事業税	54,405
法人税等調整額	△8,350
当期純利益	80,409
親会社株主に帰属する当期純利益	80,409

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	346,497	313,039	1,059,458	△35,115	1,683,880	1,683,880
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△26,279		△26,279	△26,279
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			80,409		80,409	80,409
自 己 株 式 の 処 分		△2,388		8,186	5,798	5,798
自己株式処分差損の振替		2,388	△2,388		－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	51,741	8,186	59,927	59,927
当 期 末 残 高	346,497	313,039	1,111,199	△26,929	1,743,807	1,743,807

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 ユカエンジニアリング株式会社
株式会社カイコー

2. 連結の範囲の変更に関する注記

2021年1月29日付で、株式会社カイコーの全株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結計算書類の作成にあたっては、従来決算日が1月末日でありました株式会社カイコーの決算日を9月30日に変更しております。この変更に伴い、当該子会社の2021年2月1日から2021年9月30日までの8ヶ月間を連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法

②未成工事支出金

個別法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～38年

機械装置 4～8年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間（7年）に基づいております。

③長期前払費用

均等償却しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準

②その他の工事
工事完成基準

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（5年）にわたり均等償却しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を導入しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

(企業結合により取得した顧客関連資産の企業結合日時点における時価の見積り)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
顧客関連資産	51,571千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2021年1月29日付で、工場排水処理装置の設計等のプラント事業を営む株式会社カイコーの株式を取得し、連結子会社としております。当該企業結合により識別した顧客関連資産の時価については、将来キャッシュ・フローに基づくインカム・アプローチにより算定しております。将来キャッシュ・フローは、同社株式取得時に使用した事業計画に基づいており、主要な仮定は事業計画に含まれる売上高、既存顧客の継続率及び割引率であります。

なお、当該見積りについて、将来の不確実な経済環境の変動の結果によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、評価に影響する可能性があります。

連結損益計算書に関する注記

発注者より有償支給を受けている金額
売上高及び売上原価

82,613千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式 普通株式	1,073,500	—	—	1,073,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月17日 定時株主総会	普通株式	26,279	25.00	2020年9月30日	2020年12月18日
計	—	26,279	25.00	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年12月16日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 26,409千円
- ② 1株当たり配当額 25円00銭
- ③ 基準日 2021年9月30日
- ④ 効力発生日 2021年12月17日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,500株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、当社与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

調達金利の実施状況を経営陣に報告し、今後の対応等の協議を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	715,460	715,460	—
(2) 受取手形及び売掛金	116,213	116,213	—
資産計	831,674	831,674	—
(1) 買掛金	43,860	43,860	—
(2) 未払金	59,423	59,423	—
負債計	103,284	103,284	—

（注） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,650円72銭

1 株当たり当期純利益 76円25銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	935,651	流動負債	237,219
現金及び預金	686,520	買掛金	33,450
売掛金	81,119	未払金	57,698
商品及び製品	43,021	未払費用	53,569
仕掛品	30,052	未払法人税等	37,903
原材料及び貯蔵品	44,000	未払消費税等	15,779
前払費用	16,181	預り金	16,690
関係会社短期貸付金	30,000	賞与引当金	21,572
その他の	4,756	その他	556
固定資産	1,099,367		
有形固定資産	913,452	負債合計	237,219
建物	257,291	(純資産の部)	
建物附属設備	166,813	株主資本	1,797,799
構築物	59,696	資本金	346,497
機械及び装置	2,352,049	資本剰余金	313,039
車両運搬具	6,554	資本準備金	313,039
工具、器具及び備品	150,735	利益剰余金	1,165,191
減価償却累計額	△2,335,125	利益準備金	13,048
土地	137,701	その他利益剰余金	1,152,143
建設仮勘定	117,736	別途積立金	255,000
無形固定資産	5,388	繰越利益剰余金	897,143
ソフトウェア	5,250	自己株式	△26,929
その他	138		
投資その他の資産	180,526	純資産合計	1,797,799
関係会社株式	135,500	負債純資産合計	2,035,019
繰延税金資産	35,391		
その他	9,635		
資産合計	2,035,019		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,072,182
売上原価	580,644
売上総利益	491,538
販売費及び一般管理費	333,483
営業利益	158,054
営業外収益	
受取利息	107
受取配当金	566
経営指導料	3,800
受取家賃	1,020
受取保険金	5,705
貸倒引当金戻入額	5,620
その他	1,341
営業外費用	
固定資産除却損	4,481
その他	18
経常利益	171,715
税引前当期純利益	171,715
法人税、住民税及び事業税	49,192
法人税等調整額	△6,433
当期純利益	128,957

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	346,497	313,039	-	313,039	13,048	255,000	796,854	
当期変動額								
剰余金の配当							△26,279	
当期純利益							128,957	
自己株式の処分			△2,388	△2,388				
自己株式処分差損の振替			2,388	2,388			△2,388	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	100,289	
当期末残高	346,497	313,039	-	313,039	13,048	255,000	897,143	

	株主資本			純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
	利益剰余金 合計			
当期首残高	1,064,902	△35,115	1,689,324	1,689,324
当期変動額				
剰余金の配当	△26,279		△26,279	△26,279
当期純利益	128,957		128,957	128,957
自己株式の処分		8,186	5,798	5,798
自己株式処分差損の振替	△2,388		-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	100,289	8,186	108,475	108,475
当期末残高	1,165,191	△26,929	1,797,799	1,797,799

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げにより算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～38年
機械装置	4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は5年であります。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を導入しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

(関係会社に対する貸付金の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社に対する貸付金残高	30,000千円
対応する貸倒引当金計上額	—

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、関係会社の運転資金において株主資本ではなく、グループ会社間での貸付で調達を行っており、一部の関係会社において債務超過が生じています。

関係会社に対する貸付金は、個別に回収可能性を検討しております。当該貸付金の回収可能性の検討にあたっては、同社の財政状態、事業計画に基づき評価を行っており、主要な仮定は事業計画における売上の見込み及びコスト構造の見直しによる販売費及び一般管理費の削減です。

なお、当該見積りについて、同社の事業計画に変更があった場合、翌事業年度以降の計算書類において、貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権 30,559千円

短期金銭債務 64千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高

売上高 4,200千円

営業取引以外の取引による取引高 4,927千円

2. 発注者より有償支給を受けている金額

売上高及び売上原価 82,613千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
自己株式 普通株式	22,306	—	5,200	17,106

(注) 自己株式の減少は、取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	19,079 千円
たな卸資産	7,635 千円
一括償却資産	866 千円
未払事業税	3,010 千円
その他	4,798 千円
繰延税金資産小計	35,391 千円
評価性引当額	0 千円
繰延税金資産合計	35,391 千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関係会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ユカエンジニアリング株式会社	(所有)直接 100.0	経営指導 資金援助 役員の兼任	経営指導料 (注) 1	2,400	関係会社 未収入金	220
				事務所家賃 (注) 1	935	関係会社 未収入金	46
				資金の貸付 (注) 2	160,000	関係会社 短期貸付金	30,000
				利息の受取 (注) 2	107	—	—
子会社	株式会社 カイコー	(所有)直接 100.0	経営指導 役員の兼任	経営指導料 (注) 1	1,400	関係会社 未収入金	220
				事務所家賃 (注) 1	85	関係会社 未収入金	46

(注) 1. 経営指導料及び事務所家賃については、双方協議の上、価格を決定しております。

2. 資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,701円83銭
1 株当たり当期純利益	122円29銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

大阪油化工業株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	中村 源	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	江口 亮	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪油化工業株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪油化工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年11月11日

大阪油化工業株式会社
取締役会 御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員	公認会計士	中村 源	㊞
業 務 執 行 社 員			

指 定 社 員	公認会計士	江口 亮	㊞
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪油化工業株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月11日

大阪油化工業株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	西尾 裕次郎	㊞
監査役（社外監査役）	田積 彰男	㊞
監査役（社外監査役）	中辻 洋司	㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪府中央区北浜一丁目8番16号

大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム B・C室



(お願い) 駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

[交通のご案内]

- 地下鉄堺筋線・北浜駅1B出口より徒歩約1分(地下道直結)
- 京阪本線・北浜駅27・28番出口より徒歩約1分(地下道直結)
- 京阪中之島線・なにわ橋駅4番出口より徒歩約4分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅2番出口より徒歩約7分